

市第 144 号議案

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「この項、第19条及び第36条第 3 項において」を削る。

第15条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第11項」に改める。

第35条第 3 項中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第 3 項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」及び「小規模保育事業B型をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条中第4項を第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、」を「（」に改め、「もの」の次に「に限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による前項第2号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされ

た特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を同項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の規定により第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

- (1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者が設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児（同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児

・幼児をいう。) の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第50条中「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」の次に「において」を加える。

第51条第3項中「第50条」を「前条」に改める。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改める。

附則第5項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、「連携協力を行う」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第 14 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

（第 2 項省略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

（第 1 号省略）

(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項  
同条第 9 項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項

（第 3 号、第 4 号及び第 2 項省略）

（特別利用保育の基準）

第 35 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提

供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （第1項及び第2項省略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育

・保育施設の同項第1号」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子どもを除く」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育及び特別利用教育を受ける者を除く）」とする。

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）第29条の小規模保育事業A型をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項の小規模保育事業B型をいう。以下同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条の小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

（第2項省略）

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除

く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(第1号省略)

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下同じ。)を提供すること。

(第3号省略)

2 市長は、特定地域型保育事業者による前項第2号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ



、それぞれ当該各号に定める者を同項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の規定により第1項第3号の規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者が設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児（同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。）の保育を行うことに要する費用に係る地方公

共団体の補助を受けているもの

$\frac{6}{2}$  (本文省略)

$\frac{7}{3}$  事業所内保育事業~~(~~を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの~~に限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。)~~を行う者については、第1項(ただし書及び第3号を除く。)の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項(ただし書、第1号及び第2号を除く。)の規定にかかわらず、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。

$\frac{9}{4}$  (本文省略)

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条

第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 （第1項及び第2項省略）

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条  
第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利

用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 （第1項及び第2項省略）

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ

含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

## 附 則

（第1項から第4項まで省略）

- 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第42条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して $\frac{10}{5}$ 年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

